



不動産相談事業に関する協定書

幸田町（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会 西三河支部（以下「乙」という。）は、不動産相談事業に関して、下記の通り協定を締結する。

記

- 1.名称 不動産相談
- 2.場所 幸田町役場
- 3.相談日 毎月第1金曜日（1月・8月は除く）
令和6年4月から開始
- 4.時間 午後1時00分から午後4時00分まで
- 5.相談内容 不動産の売買等をはじめとした不動産取引に関する相談
- 6.相談員 不動産相談員研修を受講した宅地建物取引士であり、当該支部長により
委嘱された者
- 7.実施責任者 公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会西三河支部
支部長 中村 征幸
電話番号 0564-54-2520
- 8.事業の中止 甲または乙が相談事務を中止した場合、中止しようとする日の3カ月前
までに相互に申し出ること
- 9.会場使用料 乙の相談場所として使用する相談室の使用料は無料とする
- 10.相談料 乙が行う不動産相談は無料とする
- 11.協議事項 この協定書に定めのない事項については、甲乙協議したうえで決定する

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名のうえ、各1通を保有するものとする。

令和6年1月18日

甲 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

幸田町

幸田町長 成瀬 敦



乙 愛知県岡崎市六名本町11-14

公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会 西三河支部

支部長 中村 征幸

